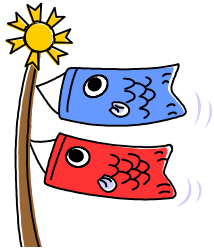


4 暮らしのかわら版

タイトル	発行年月	頁
暮らしのかわら版 第27号	平成24年5月	53
暮らしのかわら版 第28号	平成24年9月	57
暮らしのかわら版 第29号	平成25年1月	61
暮らしのかわら版 第30号	平成25年3月	65



第27号の内容

- ▼若者を狙う悪質商法にご用心！
- ▼平成24年度消費生活センター講座予定
- ▼滋賀県消費者月間事業「消費生活フェスタ」のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

若者を狙う悪質商法にご用心！



春は入学や就職で新しい生活をスタートさせる季節です。親元を離れ、一人暮らしを始める大学生や新社会人の方も多いため、社会経験の少ない若者を狙う悪質商法に気をつけましょう！

◇突然身に覚えのない請求が！

トラブル事例

- ・携帯電話やパソコンで「無料」と書かれたサイトをクリックしたところ、「出会い系サイトの利用料99,800円を払え」等と身に覚えのない請求が届いた。 →→ それは「ワンクリック不当請求」です！



アドバイス

- ・ワンクリックだけで契約は成立しませんので、支払う必要はありません。
- ・相手はあなたからの連絡を待っています。連絡させて、住所、氏名、年齢などの個人情報を聞き出し、逃げられないようにします。電話、退会メールなど決して連絡してはいけません。

◇電話・メール・DMで呼び出されて..

トラブル事例

- ・「プレゼントが当たった」「旅行や買い物が安くなる」等、本当の目的を隠して営業所等に誘い出され、高額な商品やサービスの契約をさせられた。

→→それは「アポイントメントセールス」です！



アドバイス

- ・「あなただけ」「特別に」などと言いますが、これは誘い文句です。
- ・知らない人から甘い言葉で誘われても、安易に出かけてはいけません。

◇路上で呼び止められて…

トラブル事例

- ・ 駅や繁華街の路上で、「アンケートに答えてください」と声をかけられ、喫茶店や営業所に連れて行かれた。契約するまで何時間も帰らせてもらえず、化粧品やエステなどの契約を迫られた。 →→それは「キャッチセールス」です！

アドバイス

- ・ 足を止めると、言葉巧みに強引に勧誘場所に連れて行かれます。
- ・ 呼び止められても相手にせず、決してついていかないようにしましょう。



◇先輩や友人に誘われて…

トラブル事例

- ・ 友人から「すごくいいバイトがある。商品を買って人に紹介するだけで簡単にお金がもらえる」と誘われ、借金して商品を買った。思うように売れず、友人からも文句を言われ、借金だけが残った。 →→それは「マルチ商法」(ネットワークビジネス)です！

アドバイス

- ・ 誰でも簡単に高収入が得られるように思わせて勧誘しますが、実際は会社と一部の販売員だけが儲かるシステムです。
- ・ 契約させるため、消費者金融からの借金を強く勧めるケースもあります。
- ・ 楽しくて儲かる話は絶対にありません。きっぱりと断りましょう。
- ・ 成功体験談に踊らされ安易に契約すると、大切なお金も友だちも失いかねません。

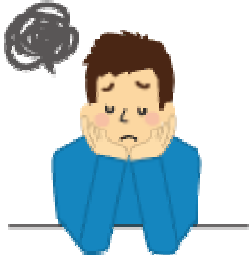


トラブル回避のアドバイス

- ①「結構です」「いいです」とあいまいな言葉は使わない！
必要なければ「いりません！」とキッパリ断りましょう。
- ②「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意！
うまい話はこの世にはありません。
- ③知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。
怪しいサイトに入らない。
- ④名前、住所、電話番号、クレジットカードなどの個人情報は
安易に教えない！契約は慎重にしましょう。

一人で悩まず、家族や身近な人、
消費生活センターなどに早く相談しましょう。

◆◆万一、トラブルにあったら…◆◆



- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）、電話勧誘販売など不意打ち的な取引について、8日以内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ」制度があります。（マルチ商法については20日間以内。詳しいことはセンターのホームページまたは相談窓口にお問い合わせください。）

★県広報誌「滋賀フラスワン」平成24年5・6月号に消費生活センターの特集（保存版）を掲載しています。ぜひご覧頂き、お手元に置いて活用ください！

- ・また、勧誘方法や契約内容に問題があればクーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合があります。あきらめず、早めに消費生活相談窓口へご相談ください。

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999
 平日・土日 午前9時15分から午後4時まで
 祝日・年末年始は除く



☆☆平成24年度消費生活センター講座予定☆☆

月	日	テーマ	講師
6月	20日	くらしの情報セミナー ACAPコーナー開設記念 「家電製品の上手な使い方」	パナソニック(株)CS本部 野崎 靖 氏
7月 親子 セミナー	22日	手づくり乾電池教室	(社)電池工業会派遣講師
	23日	飲み物の糖分を測ってみよう	彦根保健所、消費生活センター職員
	24日	汚れの落ちるしくみを知ろう（仮題）	花王(株)生活者コミュニケーションセンター
消費者講座 「消費者被害の現状～見守りが必要な人の被害～」			
	● 9月 6日	滋賀県庁（大津市）	弁護士 佐口 裕之氏
	● 9月 20日	長浜市 市民交流センター	同内容の講座を2会場で開催します
11月～12月		くらしの情報セミナー	日程およびテーマについては決まり次第お知らせします。
2月～3月		くらしの情報セミナー	

滋賀県消費者月間事業 「消費生活フェスタ」

5月は「消費者月間」。滋賀県では「消費生活フェスタ」を開催します。

日時：平成24年5月26日（土）午前11時～午後3時

会場：ビバシティ彦根（彦根市竹ヶ鼻町 JR南彦根駅 徒歩3分）



消費生活フェスタの問合せ先：滋賀県 県民活動生活課（077-528-3412）



滋賀県内消費生活相談窓口一覧

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県総合政策部県民活動生活課	大津市京町4-1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津4丁目1-1明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津3丁目13-30	077-561-2353
守山市市民生活課	守山市吉身2-5-22	077-582-1148
長浜市環境保全課	長浜市高田町12-34	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市生活環境課	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市生活安全課	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0115
甲賀市生活環境課	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市住民総合相談室	湖南市中央1-1	0748-71-2360
野洲市市民生活相談室	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市生活相談課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8125
米原市米原市民自治センター自治振興課	米原市下多良3-3	0749-52-8088
日野町住民課	日野町河原1-1	0748-52-6578
竜王町生活安全課	竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町総務企画課	豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町住民課	甲良町在土353-1	0749-38-5063
多賀町総務課	多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通)

ゼロ・ゴ-・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを!
0570-064-370

センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第27号(平成24年5月発行)

滋賀県消費生活センター

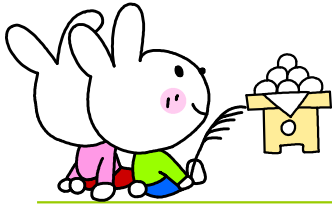
〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成24年8月上旬に発行予定です。



第28号の内容

- ▼ターゲットは高齢者？増加を続ける高齢者被害
- ▼平成23年度の消費生活相談状況
- ▼ACAP（エイキャップ）コーナーを開設しました！

ターゲットは高齢者？増加を続ける高齢者被害



平成23年度に県内の消費生活相談窓口寄せられた相談件数は前年度に比べ399件減少しましたが、高齢者（65歳以上）が被害にまきこまれた相談件数は33件増加しています。全体に占める割合は22.1%で年々増加しています。

高齢者は「**お金**」「**健康**」「**孤独**」の3つの大きな不安を持っているといわれています。**悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。**

◇買ってないのに海外の宝くじに当選？！

トラブル事例

- ・ 海外から「宝くじの当選金を受け取る権利がある」という手紙が届いた。当選金をもらうために必要だという5千円分の定額小為替を返信用封筒に入れて送った。すると、いろいろな国から同様の手紙が大量に届くようになった。どれも1週間以内に返送しないと権利を失うと書いてあるので期限内に送金した。今まで総額500万円以上送金したが、当選金は一度も振り込まれない。

アドバイス

- ・ 「いつか必ず当たる」と強く信じ込み、被害に気付いた時には多額の費用をつぎ込んでしまったケースです。
- ・ 申し込んでもいないのに当選することはありません。また、海外の宝くじは日本国内で買うだけでも違法です。**このような手紙が届いたら絶対に手を出さないようにしましょう。**
- ・ 当選金を受け取るためクレジットカード番号等を聞き出すことがありますが、絶対に教えてはいけません。応じると、クレジットカードの情報が流出し、一度だけ申し込んだつもりが、知らないうちに繰り返し決済されていたケースもあり要注意です。



◇代わりに買えば高値で買い取ってくれるってホント？

トラブル事例

- ・ 数日前に資料が届いた事業者から電話で投資の案内があった。1口20万円として風力発電事業に投資すれば2か月後に別会社はその権利を2倍にして買い戻してくれるという。半信半疑だったが、その後複数社から電話が入り同様の話を聞いたので、信じて5口投資することに決め銀行に向かったところ、あやしい話なので消費生活の相談窓口にご相談してはどうかと勧められた。一人暮らしのため相談する人がいない。どうしたらよいか。(80歳代女性)



アドバイス

- ・ 業者が販売する商品や権利を、別業者が「購入額より高値で買い取る」と仕向ける「劇場型勧誘」です。実際に買い取られた例はありません。
- ・ 業者はその時々々の社会情勢を反映させたセールストークを使って勧誘します。
- ・ 一度お金を払ってしまうと、取り戻すのは極めて困難です。
簡単に儲かる話など、ころがっていません！
見ず知らずの業者からうまい話を持ちかけられたら、話を聞かずきっぱりと断りましょう。

◇断るつもりが次々に布団を買わされた？！

トラブル事例

- ・ これまで何度も訪問販売で布団を契約していた。電話によるしつこい勧誘も多く困っていたら、「布団の登録を抹消します」と電話があった。今後勧誘がなくなるならと訪問を承諾したところ、家に上がり込み、布団の点検を始め、強引に羽毛布団や押入乾燥剤の契約を勧めた。勧誘は長時間に及び怖くなって契約してしまった。(80歳代女性)



アドバイス

- ・ 一人暮らしや判断力が不十分な高齢者を狙い、訪問販売で強引に布団などを次々購入させます。
- ・ 中には契約書を渡さないばかりか業者名なども明かさず売りつけたり、過去に売りつけた布団等を回収したりして足がつかないようにする悪質なケースもあります。
- ・ このようなトラブルでは、被害に遭ったことを恥だと感じたり、業者に対して恐怖心を抱いたりして誰にも相談せず被害が拡大してしまうことがあります。
- ・ 家の中に不要な物や契約書などが無いかなど、身近な人が日頃から気を配りましょう。



◇その修理本当に必要？水回りの修理のトラブル

トラブル事例

- ・ 風呂場の水道管から水漏れがしたので、**新聞折り込みのステッカーを見て、修理業者に電話**をした。「修理代が1万円を超えるなら見積だけにして」と伝え、来てもらったが、**いきなり修理を始め、5万円を請求された。**（80歳代女性）



アドバイス

- ・ チラシや電話帳などの広告を見て呼んだ水回りの修理業者と、サービスや料金についてトラブルになった相談が多数寄せられています。
- ・ **作業前に原因や作業内容、費用の十分な説明を求め、納得がいかない場合はすぐ契約せず**、まずは応急処置を頼みましょう。
- ・ 水漏れの際は慌てずに自分で対処できるよう、あらかじめ元栓や止水栓の位置と締め方を確認したり、市や町の上・下水道の担当窓口にも相談してみましょう。**いざという時のために信頼できる業者を探しておくことも必要です。**

◆◆高齢者の消費者被害を防ぐために…◆◆

高齢者は、**在宅していて連絡がつきやすい、訪問しやすい**ということに加え、**年金で定期的に収入が見込まれる**ことから、**悪質業者から非常に狙われやすくなっています。**
また、**被害にあっても気付いていなかったり、気付いても家族に知られたくない、恥ずかしい、怒られる**と言う気持ちから、**誰にも相談できずに繰り返し被害に遭う場合もあります。**

高齢者に対しては、家族、地域などの見守りが非常に重要です！

- ・ 最近、見かけない車がよく止まっている
- ・ ふさぎこんでいる
- ・ 部屋に見慣れない商品がたくさん置いてある
- ・ お金に困っている



など、高齢者の様子がおかしいなと思ったら、家族の方や近所の方が声をかけてください。

だまされる人が悪いのではなくだます人が悪いのです。

誰でも心のスキをつかれてだまされます。相談することは少しも恥ではありません。困ったことがあれば**早めに消費生活相談窓口へご相談ください。**



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く



平成23年度の消費生活相談状況

平成23年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談受付件数は、12,542件で、399件の減少（対前年比3.1%減）でした。特徴は下記のとおりです。＜詳細は当センターHPに掲載（<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>）＞

1. アダルト情報サイトに関する相談が未成年者でも拡大
2. 高齢者からの相談が増加傾向（21年度2,689件 → 22年度2,743件 → 23年度2,766件）
3. 東日本大震災関連の相談は、上半期に集中したものの今なお断続的に相談受付

相談事例①・アダルト情報サイトに関するトラブル

携帯電話を使っていたときにうっかり有料アダルトサイトに入ってしまった。年齢確認のち「次へ」の表示を押したら契約完了となってしまった。解約しようとメールを送ると、返信メールが届き、そこには「料金を払わないと解約できない」とあり99,800円の請求と携帯の個人識別番号も表示されている。どうしたらいいか。（男子高校生）



相談事例②・ゲームからアダルト情報サイトへ

息子がインターネットでのゲーム中に画面が動かなくなるとマウスを動かしていたところいろんな画面が出てきたため怖くなって電源を切った。再度、パソコンを立ち上げると料金の請求と連絡先の電話番号が表示された。連絡したら、請求画面を消すと出ている。どうすればよいか。（男子小学生）



トラブル防止のためのアドバイス

- * 安易に「はい」「ENTER」などをクリックしない
- * 安易にプログラムをダウンロード、インストールしない
- * セキュリティソフト、ウイルス対策ソフトを導入する
- * 利用について家族内でよく話し合う

ACAP(エイキャップ)コーナーを開設しました!

消費生活センターの玄関前に、ACAP（公益法人 消費者関連専門家会議 = 企業のお客さま相談室等の責任者・担当者で組織する団体）会員企業が作成した資料のコーナーを6月15日（金）に開設しました。

くらしに役立つ情報満載のパンフレット等を多数揃えており、誰でも無料で自由に持ち帰っていただけます。（詳細はACAPのHPをご覧ください。<http://www.acap.or.jp/>）

みなさん、ぜひお気軽にお立ち寄りください!



「くらしのかわら版」第28号（平成24年9月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成24年12月上旬に発行予定です。